

（目的）

第 1 条 この条例は、将来医師として東御市民病院若しくは東御市立みまき温泉診療所又は市長の指定する医療機関（以下「市民病院等」という。）の業務に従事しようとする者に対し、東御市医学生奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、市民病院等における医師の確保と、郷土の医療を支える人材の育成に寄与することを目的とする。

（貸付対象者）

第 2 条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 将来、市民病院等の医師として業務に従事しようとする意思のある者であること。
- (2) 市長が指定する診療科に従事する意思のある者であること。
- (3) 他から同種類の奨学金等の貸付け又は給付を受けていないこと。

（貸付けの額）

第 3 条 奨学金の貸付けの額は、月額 20 万円を限度とする。

（貸付けの期間）

第 4 条 奨学金の貸付けの期間は、貸付けを決定された日の属する月から卒業の日の属する月までとし、6 年を限度とする。

（貸付けの申請及び決定）

第 5 条 奨学金の貸付けを受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、連帯保証人 2 名を立て、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査のうえ、奨学金の貸付けの可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（貸付けの停止及び決定の取消し）

第 6 条 市長は、前条第 2 項の規定により奨学金の貸付けの決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止し、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 大学を退学したとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

（貸付けの休止）

第 7 条 市長は、奨学生が大学を休学したとき（その事実の生じた日から 1 年を超えない期間に限る。）

は、その事実の生じた日の属する月の翌月分からその事実の消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを行わないものとする。この場合において、貸付けを行わない期間の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、当該奨学金は、その事実の消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、奨学生が第 11 条に規定する届出をしないときは、奨学金の貸付けを休止することができる。

(返還)

第8条 奨学生が次の各号に該当するときは、市長の指定する期日までに、貸付けを受けた奨学金の額に、貸付けを受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ市長が別に定める利息を加えた額を返還しなければならない。

- (1) 第4条の規定による貸付けの期間が満了したとき。
- (2) 第6条の規定による取消しがあったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 奨学生は、正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年 14.6 パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(返還の猶予)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する期間に限り、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を取得した後、引続き臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を終了した日の翌日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までの期間を経過していないとき。
- (3) 医師の免許を取得しようとするとき。ただし、その期間は、大学を卒業後1年を限度とする。
- (4) 市民病院等において医師として業務に従事しているとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の免除)

第10条 市長は、奨学生が前条第2号に規定する期間内に、医師として市民病院等の業務に従事し、かつ、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める額の奨学金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師として市民病院等の業務に従事した期間（次号において「従事期間」という。）が、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間に達したときは、その全額
- (2) 従事期間中、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により医師としての業務を継続することができなくなつたときは、奨学金の貸付けの額に従事期間を貸付期間で除して得た数を乗じて得た額

2 市長は、前項に規定する場合を除くほか、奨学生が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない事由により奨学金の返還の債務を免除することが適当と認めるときは、当該返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(届出)

第11条 奨学生(奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたものとして市長が認めた者を除く。)は、毎年4月1日現在における修学等の状況を同年4月末日までに市長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。